

2. ICH（ホメオパシー国際評議会）からのホメオパシー療法の推奨文

2010年2月21日

日本政府厚生労働省 ご担当者様

件：日本におけるホメオパシー治療家の承認と規定

他に類のない独特な臨床分野（discrete clinical discipline）であるホメオパシーにおける完全で適切な教育を保証するプロフェッショナルホメオパシー治療家（ホメオパス）を日本政府が承認する事を推薦する為、世界の国家ホメオパシー職業団体 33 を代表する国際評議会、ICH を代表してこの手紙を書いております。

1993年、英国医師会は、補完医学における画期的な報告で、ホメオパシーを‘離散臨床分野’と定義しています。つまり、健康維持や患者における健康障害の治療に対し、独特の明確な定義を持った理論的で方法論的なアプローチを伴う保健分野。患者のニーズに応え、ここ数十年間、世界中で、新しく、際立ったホメオパシー職業団体が発生しており、今は、ホメオパシー国際評議会の下、統合されています。私達は、日本でホメオパシー職業団体が出現し、成長しており、日本国民へホメオパシー治療の恩恵をもたらし、その数が増えているのを見て非常に喜ばしく思っています。

これに関し、私達国際評議会の日本代表メンバーである、日本ホメオパシー医学協会（JPHMA）が、特に日本におけるホメオパシー職業において完全に卓越し、安全で、効果的である基盤を確立するのに多大な努力をした事に感銘を受けております。このような職業は、私達の姉妹団体である欧州ホメオパス中央評議会の下に統合されている欧州 25 カ国と同様に、カナダ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシアで既に確立されています。

これらの国家の殆ど全てにおいて、（医学大学）卒業後にホメオパシーの訓練を受けた少数の医師にもホメオパシーは実践されています。医師免許を持ったホメオパスと持たないホメオパスは患者に選択肢をより提供しています、特に、慢性病治療に対して、ホメオパシーは、現代医学治療の補完にもなりますし、代替にもなります。

患者の安全性と利益への鍵は、医療関係者の効果的で適切な規制です。この点において、ホメオパシー職業団体が確立されている国々でのホメオパスに対する効果的規定に私達の知識と経験を喜んで提供します、そして、日本国民の利益の為、日本政府と JPHMA がどのようにこの事項を前進させる事ができるか喜んでアドバイス致します。

敬具

スティーヴン・ゴードン ICH 秘書